

第5節

環境との共生

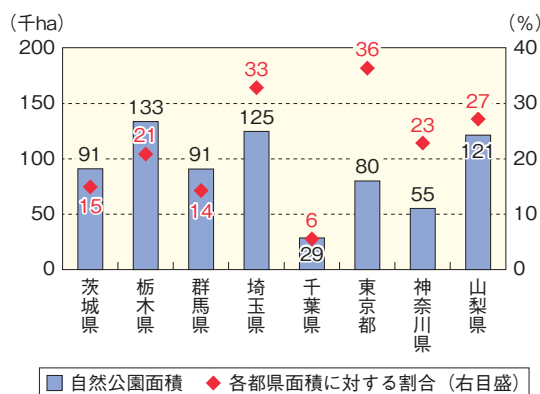
1. 自然環境の保全・再生

(1) 自然環境の保全・再生

(自然公園の指定状況)

首都圏の国立公園・国定公園・都県立自然公園を合わせた自然公園の面積は、日光国立公園のある栃木県、秩父多摩甲斐国立公園のある埼玉県、富士箱根伊豆国立公園のある山梨県で大きく、各都県面積に占める割合は、東京都が最も高くなっている（図表5-1）。

図表5-1 自然公園都県別面積
(令和7(2025)年3月末時点)



資料：環境省「自然保護各種データ一覧」を基に国土交通省国土政策局作成

(2) 緑地の保全・創出

(都市公園の整備及び緑地保全の状況)

都市公園の整備や「都市緑地法」（昭和48年法律第72号）に基づく特別緑地保全地区等の指定、「生産緑地法」（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定等により、都市における緑地の保全や緑化が総合的に推進されている。令和6(2024)年度末における首都圏の都市公園等の箇所数は36,531か所で、面積は約30,600haとなっている。

都市公園は環境面だけでなく、国民のレクリエーション・休息、地域活性化、防災等、様々なニーズに対応する施設であり、公園の魅力向上やまちづくりと一体となった整備促進のため、公募設置管理制度（Park-PFI）¹⁾等の活用が進められている。

民間活力を生かした公園再整備事例として、さいたま市では、令和7(2025)年4月に与野公園（明治10(1877)年供用開始）がリニューアルした（図表5-2）。Park-PFIの活用により、公募対象公園施設として飲食店が整備されたほか、特定公園施設として、公園のシンボルであるバラ園を一望できる「ばらテラス」、遊具等が整備された。

気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を

図表5-2 与野公園（さいたま市）



資料：さいたま市提供

1) 都市公園において飲食店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定し、得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者「都市公園法」（昭和31年法律第79号）の特例措置がインセンティブとして適用される制度

推し進めるため、「都市緑地法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第40号）が令和6（2024）年に施行された。本改正により創設された優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）は、民間事業者等による気候変動対策、生物多様性の確保及びWell-beingの向上などに貢献する良質な緑地の確保の取組に関する計画を評価するものであり、令和7（2025）年10月、令和7年度認定として首都圏では4件が新規認定され、前年度認定計画と合わせ、首都圏の認定計画数は合計14件となった。

（都市農地の保全・活用）

都市農地は、都市に新鮮な農産物を供給する場であるとともに、市民の自然とのふれあいの場、都市住民のレクリエーション活動の場として交流の機会を提供している。また、防災・減災、景観形成などの機能を有し、都市にとって貴重な緑地として保全・活用が図られている。都市農地の計画的な保全を図るため、首都圏では令和6（2024）年末時点で6,291haが生産緑地地区として指定されている。

環境分野における民間投資の機運が急速に高まる中で、市民レベルでの取組も進んでいる。収穫体験イベント、観光ツアー、炊き出し訓練等の地域住民や農家等による都市農地を保全・活用した取組が、都心部とは違う形の新たなエリアマネジメントとして地域に展開されるなど、農を基軸としたまちづくりが進められている。

東京都世田谷区は、多くの河川や湧水、農地や屋敷林など、長い年月をかけて育まれてきたみどりと共に、住宅都市へと発展したが、近年、相続や後継者不足の影響による都市農地の減少が進んでいる。このような状況の中、区は平成21（2009）年に世田谷区農地保全方針（現方針名：世田谷区農のみどり保全活用方針）を策定し、7地区の「農地保全重点地区」を定めている。地区内において、農業振興等拠点として活用できる農地及び屋敷林を、あらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地等を手放さざるを得なくなったときに、区が取得して農業公園として整備している。

令和7（2025）年4月、世田谷区内4か所目の農業公園として桜丘農業公園が開園した。世田谷区の農の文化や風景・環境の継承を目指した管理運営が行われており、農業体験や自然体験などを通じて、農業や自然と触れ合い、学び、楽しむことができる（図表5-3）。

図表5-3 桜丘農業公園での農業体験の様子



資料：世田谷区提供

（3）水環境・水循環の保全・回復

（河川、湖沼等の水質改善）

首都圏の令和6（2024）年度の水質状況は、河川におけるBOD²⁾の環境基準達成率³⁾が首都圏全体で85.1%⁴⁾となっており、全国の93.9%と比較して依然低い状況である。また、首都圏の湖

2) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が必要とする溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の一つ。数値が高い程、水質汚濁の程度が大きいことを示す。

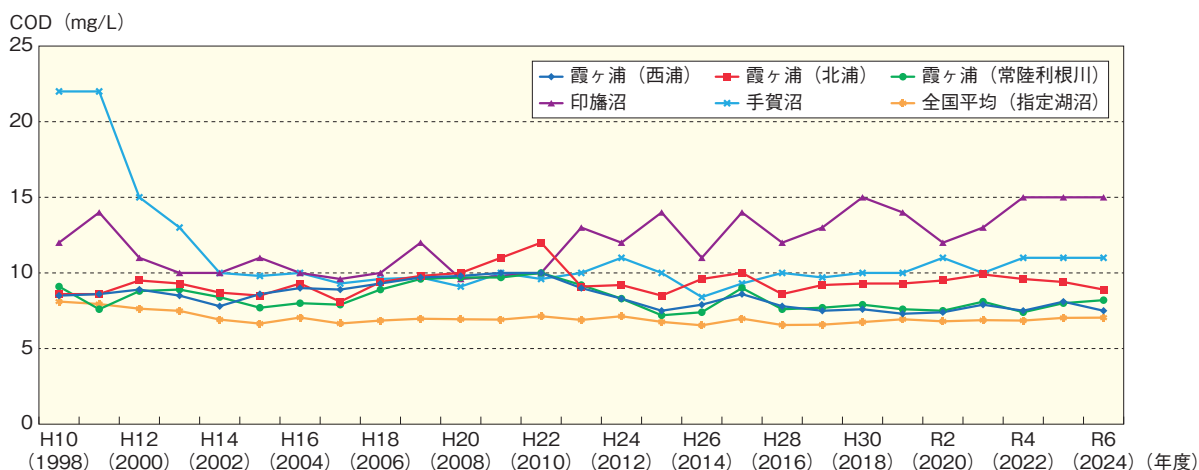
3) 各水域に指定されている環境基準が達成されている水域の割合

4) 環境省「令和6年度公共用水域水質測定結果」により、国土交通省国土政策局算出

沼でも、COD⁵⁾の環境基準達成率は43.9%と、全国の50.8%と比較しても低い達成率となっている。なお、首都圏の指定湖沼⁶⁾では水質の改善が見られるものの、いまだに全ての湖沼でCODの環境基準を達成していない状況である（図表5-4）。

国及び地方公共団体は、河川環境の整備や下水道の整備等により、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

図表5-4 指定湖沼の水質状況（COD75%値）



注1：年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を取る）。

注2：75%値は各環境基準点の75%値のうちの最高値 全国平均（指定湖沼）は75%値の平均値

注3：各指定湖沼における環境基準は、霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）3mg/L、印旛沼3mg/L、手賀沼5mg/L

資料：環境省「公共用水域水質測定結果」を基に国土交通省国土政策局作成

（東京湾再生に向けた取組）

関係府省庁及び9都県市が設置した東京湾再生推進会議では、「東京湾再生のための行動計画」に基づき、陸域汚濁負荷の削減、海域環境改善対策、モニタリング等の総合的な施策を推進している。令和5（2023）年3月に策定された第三期計画では、新たな全体目標として「快適に水遊びができ、『江戸前』をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい豊かな『海』を多様な主体が協力しあうことで取り戻す。～流域3000万人の心を豊かにする『東京湾』の創出～」を掲げている。

2. 環境負荷の低減

（1）温室効果ガスの削減

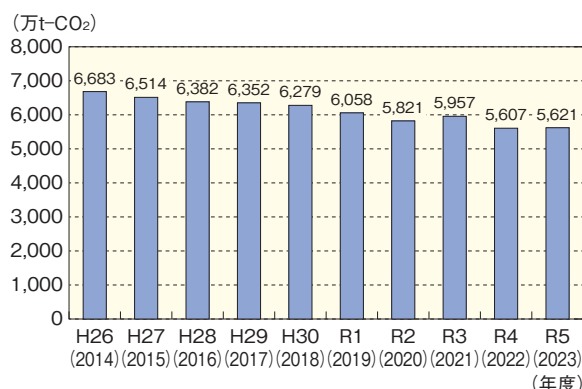
我が国は、令和32(2050)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を目指しており、首都圏ではエネルギー消費量の削減や再生可能エネルギーの導入拡大が進められている。

5) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の一つ。数値が高い程、水質汚濁の程度が大きいことを示す。

6) 「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定

令和5(2023)年度の東京都の温室効果ガス排出量(速報値)は、5,621万t-CO₂であり、前年比0.3%の増加となっている(図表5-5)。

図表5-5 東京都の温室効果ガス排出量の推移



注：平成26(2014)年度～令和4(2022)年度は「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2022(令和4)年度実績)」、令和5(2023)年度は「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量(2023年度速報値)」による。なお、平成26(2014)年度～令和4(2022)年度は令和4(2022)年度実績値公表時に再算定した値を掲載している。

資料：東京都「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2022(令和4)年度実績)」、「都内の最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量(2023年度速報値)」を基に国土交通省国土政策局作成

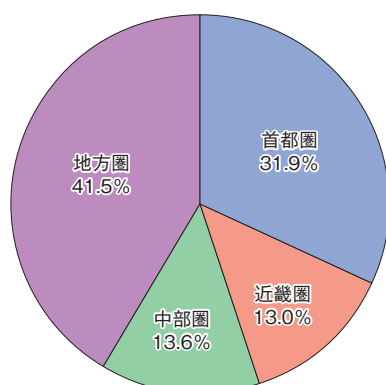
(2) エネルギーの消費動向と対策

(エネルギー消費の状況)

令和5(2023)年度の最終エネルギー消費量を見ると、首都圏が全国の約3割を占めており(図表5-6)、全国都道府県別の順位では、千葉県が第1位(約1,105PJ)、神奈川県が第2位(約717PJ)となっている。首都圏の最終エネルギー消費量の推移を見ると、平成19(2007)年度以降は漸減傾向で推移しており、令和3(2021)年度に増加したものの令和4(2022)年度以降は減少している(図表5-7)。

図表5-6

最終エネルギー消費量(直接利用分合計)の対全国シェア
(令和5(2023)年度)



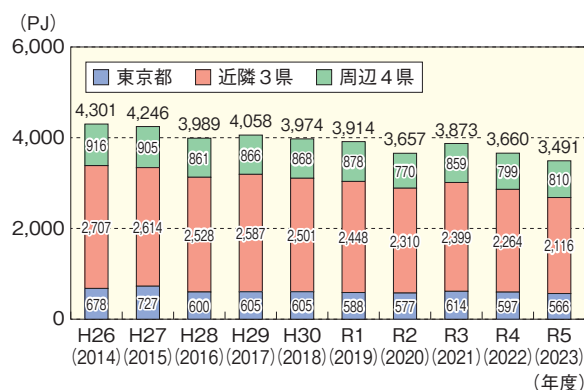
注1：令和5(2023)年度暫定値を基に作成

注2：近畿圏は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府4県の区域。中部圏は長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の5県の区域

資料：資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」を基に国土交通省国土政策局作成

図表5-7

首都圏の最終エネルギー消費量
(直接利用分合計)の推移



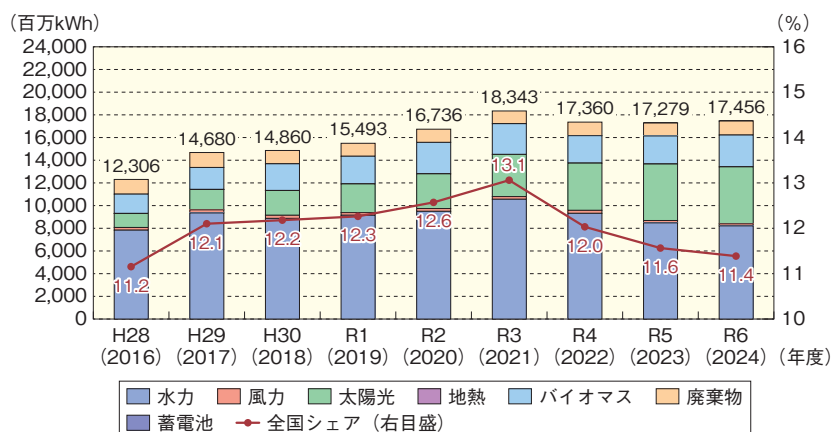
注：令和5(2023)年度は暫定値

資料：資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」を基に国土交通省国土政策局作成

(再生可能エネルギーの導入)

カーボンニュートラルの実現に当たっては、水力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大が必要不可欠である。電気事業者による首都圏の再生可能エネルギー発電量は、近年、増加傾向が続いていたが、令和4(2022)年度の減少以降、横ばい傾向が続いている。水力発電は減少傾向だが、太陽光発電については増加傾向が続いている(図表5-8)。

図表5-8 首都圏の再生可能エネルギー発電量の推移(電気事業者)



注：電力調査統計は、電気事業者からの報告を基に作成している統計表であるため、電気事業者ではない事業者の発電所は含まれない。
資料：資源エネルギー庁「電力調査統計」を基に国土交通省国土政策局作成

(3) グリーン社会の実現に向けた取組

(グリーンインフラの活用)

グリーンインフラとは、自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びWell-being向上に貢献するものである。国土交通省は、令和8(2026)年1月に「グリーンインフラ推進戦略2030」を公表し、グリーンインフラの活用推進のための支援の充実等に取り組んでいる。具体的には、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの企画運営等により、分野横断・官民連携での取組や地方公共団体等における取組を支援するほか、グリーンインフラに関する優れた取組を「グリーンインフラ大賞」として表彰している。令和7(2025)年度グリーンインフラ大賞では、首都圏では6件が受賞し、「調の森 SHI-RA-BEにおけるグリーンインフラの長期実証(千葉県印西市)」及び「大手町タワー(大手町の森)『都市における自然環境の再生』を目指し続けた12年の歩みと今後の展望(東京都千代田区)」が国土交通大臣賞を受賞した。

(国際園芸博覧会の開催に向けた取組)

国際博覧会条約に基づく認定を受けた「GREEN×EXPO 2027」(正式名称：2027年国際園芸博覧会)が令和9(2027)年に横浜市で開催予定であり、様々な取組が進められている。

本博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、地球規模の課題解決に取り組む方針が示されている。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、日本が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしに生かす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものである。

令和5(2023)年4月には、「2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議」が設置され、政府一丸となり、本博覧会の開催に向けた取組が進められている。令和7(2025)年10月、GREEN×EXPO 2027が開催500日前を迎えるに当たり、出展概要・大型プロジェクト協賛の第1弾が公表された(図表5-9)。また、同年11月にGREEN×EXPO 2027 日本政府出展の起工式が開催された。

図表5-9 GREEN×EXPO 2027出展概要

大阪・関西万博の大屋根リングで使用された木材を再利用した木造タワー



資料：2027年国際園芸博覧会協会提供

(住宅・建築・まちづくり分野における取組)

令和3(2021)年、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第77号)が成立し、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に変わるとともに、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、建築物における更なる木材利用の促進に向けた取組が進められている。また、令和4(2022)年6月に、中大規模建築物における木材利用の促進等のため、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)が改正され、令和6(2024)年4月に施行されている。

さらに、令和4(2022)年6月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(平成27年法律第53号)が改正され、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進、原則全ての新築住宅・非住宅における省エネ基準適合の義務付けが行われ、省エネ性能の底上げやより高い省エネ性能への誘導等の措置が講じられている。

大規模な木造ハイブリッド構造ビルの事例として、「第一生命京橋キノテラス」(東京都中央区)が令和7(2025)年7月に竣工した(図表5-10)。本ビルは地上12階・地下2階で、木造ハイブリッド構造のオフィスビルとしては竣工時点で日本一の高さ(56m)でありながら、新技術の活用により、高い耐震性、耐火性、施工性を確保している。東京都では、令和4(2022)年に改正された「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、中小規模新築建物に対する「東京都建築物環境報告書制度」が令和7(2025)年4月より施行され、大手ハウスメーカー等に対し新築住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能の確保等が義務付けられた。

図表5-10 第一生命京橋キノテラス

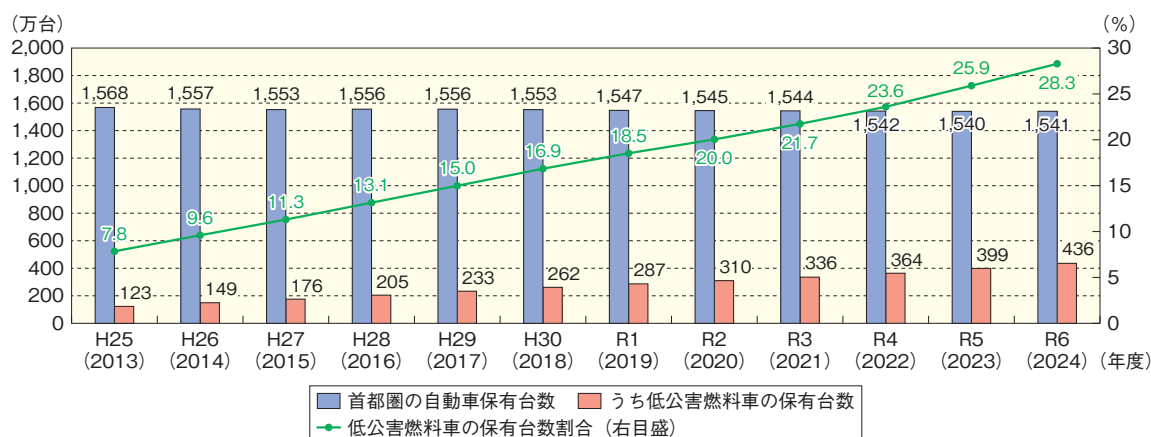


資料：清水建設株式会社、株式会社エスエス提供

(交通分野における取組)

首都圏のCO₂総排出量については、運輸部門が2割近くを占め、そのうち9割以上が自動車からの排出と推計されている。首都圏では、低公害燃料車⁷⁾保有台数及び保有台数割合は年々増加を続けている（図表5-11）。首都圏における電気自動車（EV）の充電施設数は、東京都と近隣3県の設置数が多くなっている（図表5-12）。

図表5-11 低公害燃料車の保有台数と割合の推移

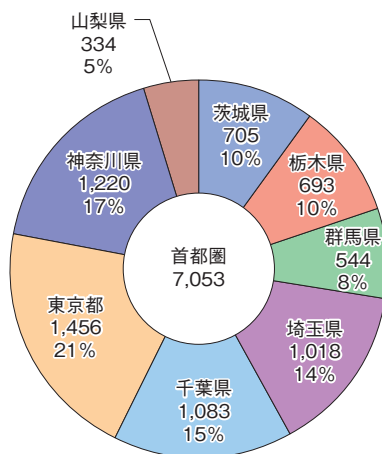


注1：自動車保有台数は「自動車保有車両数統計書」、低公害燃料車の保有台数は「わが国の自動車保有動向」による。

注2：保有台数は各年度末時点

資料：一般財団法人自動車検査登録情報協会「自動車保有車両数統計書」「わが国の自動車保有動向」を基に国土交通省国土政策局作成

図表5-12 充電施設のシェア



注：令和8(2026)年3月末時点

資料：ENECHANGE株式会社「EVsmart」を基に国土交通省国土政策局作成

(物流における取組)

物流の「2024年問題」に対応し、物流の持続的成長を図るため、令和6(2024)年5月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）が公布され、令和8(2026)年4月に全面施行することとなっている。改正法等に基づき、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本

7) EV、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等をいう。ただし、軽自動車を除く。

的・総合的な対策を実施することとしている。

(カーボンニュートラルポート (CNP) の形成)

港湾分野では、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート (CNP) の形成を推進している。首都圏では、CNPの形成に向け、茨城港、鹿島港、東京港、川崎港、横浜港、千葉港、木更津港及び横須賀港において、官民の連携による協議会等が開催されている。港湾管理者は、協議会における検討を踏まえ、「港湾法」(昭和25年法律第218号)に基づく港湾脱炭素化推進計画を作成・公表しており、令和8(2026)年3月時点で、首都圏では7港湾(茨城港、鹿島港、千葉港、木更津港、横浜港、川崎港、東京港)が計画作成済みである。

令和7(2025)年3月、国土交通省は、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する「CNP認証(コンテナターミナル)」を創設し、同年9月に5ターミナルを認定した。首都圏では、川崎港コンテナターミナルが、港湾脱炭素化推進計画の策定、CO₂フリー電力の導入等が評価され、「レベル4+」認証を取得した(図表5-13)。

図表5-13

CNP認証
(川崎港コンテナターミナル)

CO₂フリー電力で動く荷役機械



資料：国土交通省